

地域福祉計画策定 WG

担当課における地域福祉施策の現状に関するアンケート

下記①～③の各項目について、各課において把握している「すべきであるができていないこと」を箇条書きで記載してください。各項目との関連付けが難しい回答内容である場合は、最後の回答枠に記載してください。

※①～③は、地域福祉計画策定について定めた社会福祉法 107 条 1 項 1 号～5 号の内容です。

- ・記載したそれぞれについて、各課における該当（又は関連）の事業名を明記してください。
（できるだけ市民向け冊子等による表記に合わせてください）
- ・課題、問題点等として認識しているものがあれば、併記してください。
- ・回答枠の高さは、適宜変更いただいて構いません。改ページ、体裁は自由です。
- ・回答がない項目は空欄で構いません。

回答課	こども支援課
-----	--------

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	・各課の相談支援担当者による、提供できる福祉サービスの情報共有。 児童虐待防止事業
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	・各課の相談支援担当者による、提供できる福祉サービスの情報共有。 児童虐待防止事業
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	

<p>④ 地域福祉に関する活動への<u>住民参加の促進</u>に関する事項</p>	
<p>⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が<u>包括的に提供される体制の整備</u>に関する事項</p>	
<p>①～⑤との関連付けが難しい内容、横断的な内容など</p>	